

令和 8 年度 第 1 回 高崎市地域公共交通会議 議案書

議案第 1 号 自家用有償バス「よいバス」の更新登録について

道路運送法第 7 9 条の 6 の規定に基づき自家用有償旅客運送者として、次のとおり更新登録する。

(1) 名称、住所、代表者の氏名

ア 名称 高崎市
イ 住所 高崎市高松町 3 5 番地 1
ウ 代表者氏名 高崎市長 富岡 賢治

(2) 運送の種別

交通空白地有償運送

(3) 更新期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から 3 年間
(現在の登録の有効期間は令和 8 年 9 月 3 0 日まで)

(4) 運行形態

高崎市自家用有償バス条例及び高崎市自家用有償バス運行管理規則に基づく現行の運行形態

ア 運行日 日曜日、祝日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日を除く日
イ 運行路線 5 路線 (坂口・奥平線、東谷・西吉井線、多比良・小串線、南陽台・馬庭線、吉井・藤岡線)
ウ 運行車両 7 台

(5) 運送の対価

【使用料の種類及び額】

区分	単位	使用料	
		大人	小人 (4 歳以上中学生以下)
普通使用料	1 回	2 0 0 円	1 0 0 円
回数券使用料	1 2 枚つづり	1 , 0 0 0 円	
通学定期使用料	1 か月	4 , 7 1 0 円	2 , 3 5 0 円
	3 か月	1 3 , 4 0 0 円	6 , 7 1 0 円
通勤定期使用料	1 か月	7 , 8 5 0 円	
	3 か月	2 2 , 3 0 0 円	
1 日乗車券	1 日	5 2 0 円	

※運転免許証自主返納者、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方は使用料の 2 分の 1 を減免

※よいバスの別路線、市内循環バス「ぐるりん」倉賀野線、市内循環バス「ぐるりん」新町線、高崎駅－南陽台線と乗り継ぎした場合は相互に割引あり

議案第 2 号 高崎市地域公共交通会議 協議運賃分科会規程の改正について

高崎市地域公共交通会議 協議運賃分科会規程は、高崎市地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年高崎市告示第 177 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、高崎市地域公共交通会議の協議運賃分科会の運営に関し必要な事項を定めたものである。

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃協議会に関しては、令和 7 年 6 月 30 日付けで国土交通省物流・自動車局 旅客課長より各地方運輸局等へ発出された事務連絡「道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」において、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方が示された。

これに伴い、高崎市地域公共交通会議の協議運賃分科会においても同様の開催基準を採用することとし、その開催の合理化を図る目的で、以下のとおり、高崎市地域公共交通会議 協議運賃分科会規程の改正を行う。

1 改正内容

高崎市地域公共交通会議の協議運賃分科会の開催を要しない軽微な事案に係る規定について、以下の項を追加する。

改正案	現行
(会議) 第 4 条 1 ～ 5 省略 <u>6 次の場合は、協議が成立しているものとみなして、本分科会の開催を省略することができる。</u> <u>(1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸をする場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）であつて、運賃額に変更がない場合</u> <u>(2) 毎年イベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u> <u>(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u> <u>(4) 新たな決済手段を追加する場合</u>	(会議) 第 4 条 1 ～ 5 省略

2 改正日

今回会議の議決後、すみやかに改正する。

3 添付資料

- (1) 高崎市地域公共交通会議 協議運賃分科会規程（案）
- (2) 高崎市地域公共交通会議設置要綱
- (3) 道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

報告 1 令和 6 年度、令和 7 年度バスの購入について

バス車両が老朽化したため、令和 6 年度、令和 7 年度に新規車両への入れ替えを行った。

(高崎市地域公共交通会議設置要綱 第 3 条 (6) の規定に基づく報告事項)

- (1) 購 入 日 : ①令和 7 年 3 月 1 2 日 (運行開始日 : 令和 7 年 3 月 1 9 日)
②令和 8 年 3 月 1 7 日 (運行開始日 : 令和 8 年 3 月 3 1 日)
- (2) 路 線 名 : ①市内循環バス「ぐるりん」大八木線
②市内循環バス「ぐるりん」少林山線・高経大線・岩鼻線共用
- (3) 購入車両 : ①小型ノンステップバス ポンチョ (ロング) 1 台
②小型ノンステップバス ポンチョ (ロング) 1 台
- (4) 乗車定員 : ① 3 6 名
② 3 6 名

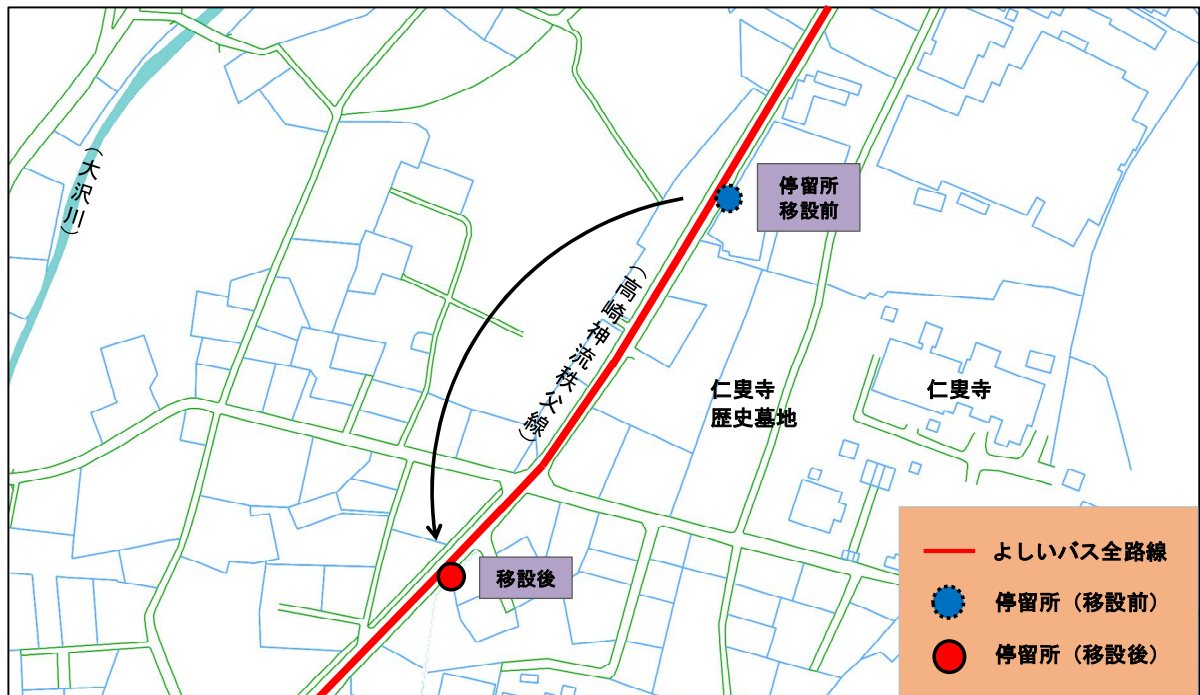
報告 2 自家用有償バス「よしいバス」、市内循環バス「ぐるりん」松原線、市内循環バス「ぐるりん」倉賀野線の停留所移設について

地域からの要望を受け、次のとおり停留所の位置を変更した。

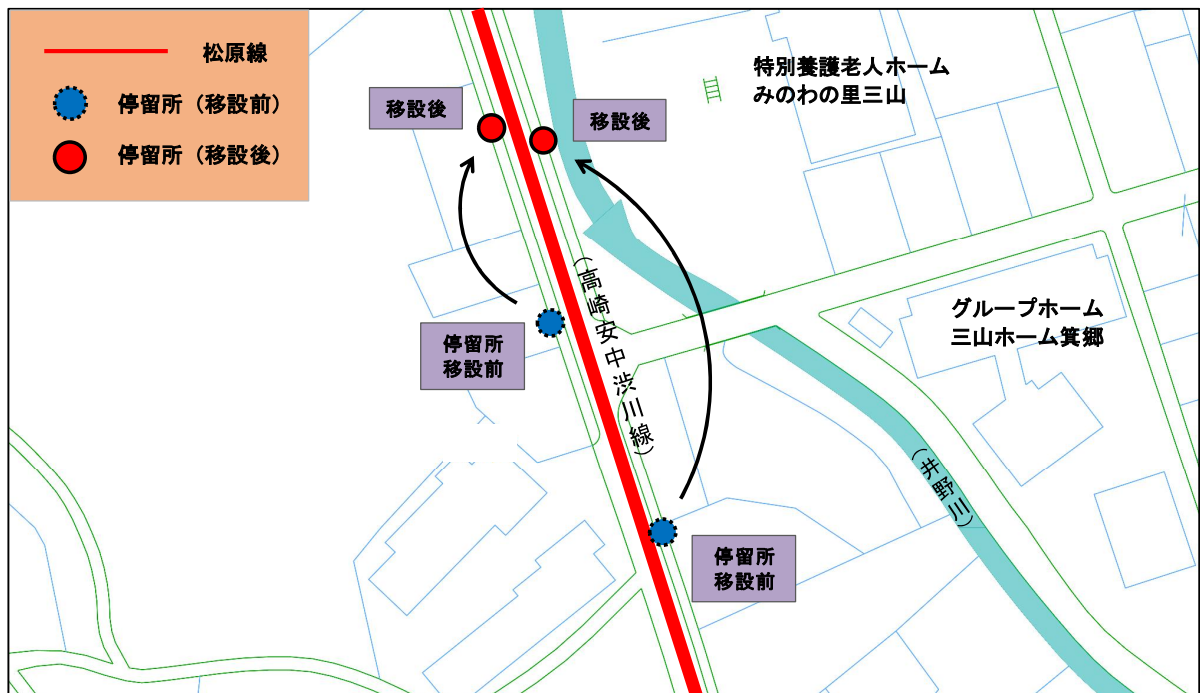
(高崎市地域公共交通会議設置要綱 第 3 条 (1) の規定に基づく報告事項)

- (1) 移設停留所名 : ①「よしいバス」全路線 たかいりぐち「高入口」
②「ぐるりん」松原線 しろやまいりぐち「城山入口」
③「ぐるりん」倉賀野線 さかえちよう「栄町」
- (2) 移 設 実 施 日 : ①「よしいバス」全路線 令和 7 年 5 月 1 6 日 (金)
②「ぐるりん」松原線 令和 7 年 8 月 2 9 日 (金)
③「ぐるりん」倉賀野線 令和 7 年 9 月 1 9 日 (金)
- (3) 移設停留所の位置 : 以下のとおり

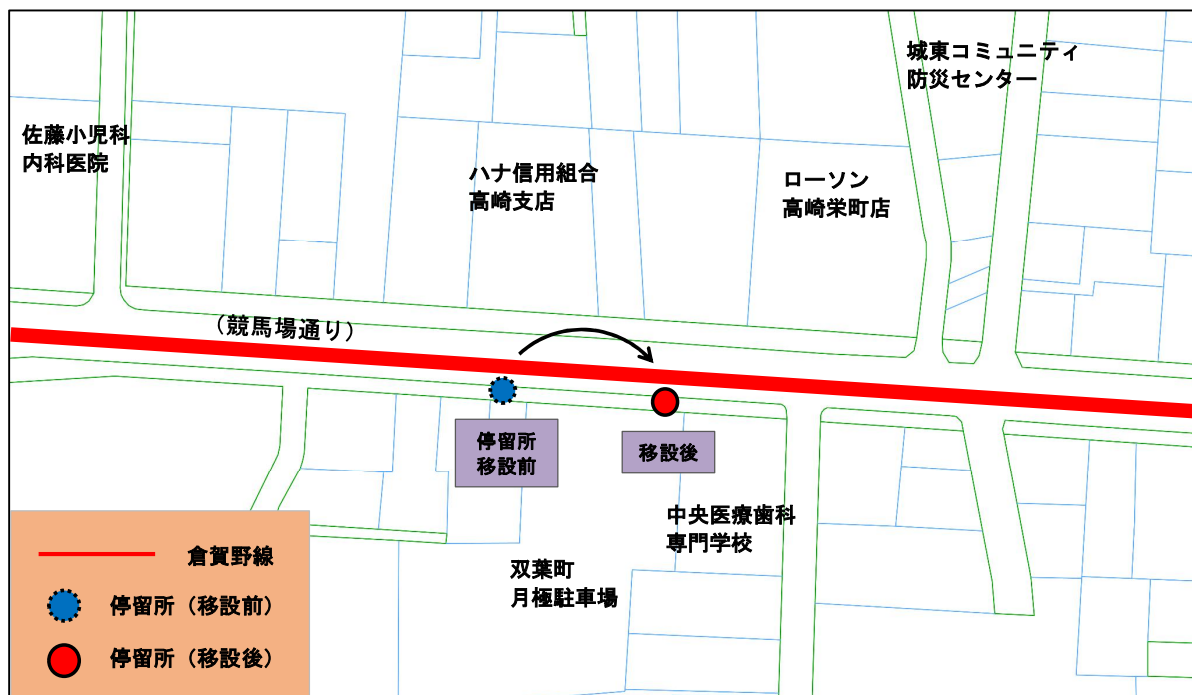
よしいバス全路線「高入口」停留所 位置図



ぐるりん松原線「城山入口」停留所 位置図



ぐるりん倉賀野線「栄町」停留所 位置図



報告 3 停留所の名称変更について

周辺施設の閉店や地域からの要望を受け、次のとおり停留所の名称を変更した。
(高崎市地域公共交通会議設置要綱 第3条(2)の規定に基づく報告事項)

No	路線	停留所名		実施日
		変更前	変更後	
1	「よいバス」 坂口・奥平線 東谷・西吉井線 多比良・小串線 南陽台・馬庭線	あきずしまえ 昭寿司前	よいゆうびんきょくまえ 吉井郵便局前	令和8年4月1日
2	「よいバス」 全路線	たかいりぐち 高入口	じんそうじいりぐち 仁叟寺入口	令和8年4月1日